

○松山市水道事業給水条例

平成9年12月19日

条例第37号

改正 平成13年3月21日条例第18号

平成14年3月20日条例第17号

平成14年12月24日条例第35号

平成16年12月21日条例第84号

平成18年3月27日条例第20号

平成19年3月26日条例第16号

平成20年3月21日条例第20号

平成23年3月23日条例第16号

平成24年3月23日条例第31号

平成25年12月27日条例第38号

平成27年3月31日条例第27号

平成31年3月29日条例第22号

令和元年9月30日条例第27号

令和2年12月23日条例第45号

令和5年3月27日条例第10号

松山市水道事業給水条例（昭和33年条例第14号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 給水装置等の工事及び費用（第4条—第12条）

第3章 給水（第13条—第22条の3）

第4章 料金及び手数料（第23条—第33条）

第5章 管理（第34条—第40条）

第6章 雑則（第41条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、松山市水道事業（松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条

例（昭和41年条例第53号）第1条に規定する水道事業及び簡易水道事業をいう。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の2種とする。

(1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの

(2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置等の工事及び費用

（工事の申込み）

第4条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり、管理者が必要と認めたときは、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（工事の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事に要する費用は、当該工事をする者が負担する。ただし、第11条の規定による工事その他管理者が特に必要と認めた工事に要する費用については、市がその全部又は一部を負担することができる。

2 給水装置新設工事のため配水管の布設を要する場合の費用負担は、管理者が別に定める。

（工事の設計及び施行）

第6条 第4条に規定する工事の設計及び施行は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。

2 指定給水装置工事事業者が前項の工事の設計及び施行をするときは、管理者が定める

ところにより、工事着手前に設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、工事完成後に完成検査を受けなければならない。

（指定給水装置工事事業者）

第7条 指定給水装置工事事業者の指定、取消し及び給水装置工事の施行その他の必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要と認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具（これらを保護するための附属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第9条 管理者が施行する給水装置の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事費の納付）

第10条 給水装置工事の設計及び施行を管理者が行う場合、申込者は、工事費の概算額を申込みの際納付しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算額は、工事完成後精算する。ただし、過不足額が管理者が定める額に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

（水道の管理上の整備工事）

第11条 管理者は、配水管の移設、災害等による給水装置の損傷の防止その他公益上特別の理由があると認めるときは、給水装置の所有者、占有者その他の利害関係人の同意がなくても、当該給水装置の改造、修繕又は撤去工事をすることができる。

(原因工事の費用負担)

第12条 道路の新設、占用その他の理由により、導水管、送水管、配水管、給水管及びその附属施設の移設、修繕等の必要があるときは、管理者がこれを施行し、施行に要する費用は、原因者が負担する。ただし、管理者がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項に規定する費用の負担に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他のやむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人)

第15条 給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めるときは、変更を求めることができる。

(管理人)

第16条 給水装置を共有するとき、又は管理者が必要と認めるときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更を求めることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）から給水を受ける水道の使用者ごとに給水量を計量する必要があるが、貯水槽水道の給水設備が別に定めるメーター設置基準に適合すると認めるときは、当該水道の使用者の箇所ごとに設置したメーターにより計量することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、管理者がメーターにより計量する必要がないと認めるときは、前2項の規定は適用しない。

4 メーターの位置は、管理者が定める。

（メーターの貸与）

第18条 メーターは、管理者が設置して、使用者、管理人、所有者又は代理人（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失又はき損したときは、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

（届出）

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 別表第1に規定する用途を変更するとき。

(3) 管理人が代わるとき。

(4) 私設消火栓を消防の演習に使用するとき。

(5) その他管理者が必要と認めるとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者が定めるところにより、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 所有者又は代理人が代わったとき。

(3) 私設消火栓を消火のため使用したとき。

(4) その他管理者が必要と認めるとき。

（私設消火栓の使用）

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者が指定する者が立会し、1回の使用時間は、5分以内とする。

(水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに管理者に届け出るとともに修繕その他の必要な処置をしなければならない。

2 前項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

3 水道使用者等が第1項の規定による処置をしない場合において、管理者が必要と認めるときは、修繕その他の必要な処置をすることができる。

4 前項の処置に要する費用は、使用者又は所有者が負担する。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(貯水槽水道に関する管理者の責務)

第22条の2 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導及び助言を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第22条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道という。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第24条 料金の額は、別表第1に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。

2 別表第1に規定する用途の適用基準については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第25条 料金は、2箇月分をまとめて定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターを点検し、使用水量を各月均等とみなして算定する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月定例日にメーターを点検することができる。

2 管理者は、やむを得ない理由があるときは、定例日を変更することができる。

3 使用の中止その他の場合において、管理者が必要と認めたときは、臨時にメーターを点検し、料金を算定することができる。

(使用水量の認定)

第26条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(用途その他の認定)

第27条 用途その他の届出事項が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(料金の算定の特例)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、1箇月分として算定する。

2 受水槽を設置した共同住宅の料金の算定方法については、管理者が別に定める。

(料金の前納)

第29条 臨時に水道を使用する場合その他管理者が必要と認めたときは、管理者が定める概算額を前納させることができる。

2 前項の概算額は、使用中止の届出があったとき、又は管理者が必要と認めたときに精算する。

(料金の徴収)

第30条 料金は、2箇月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月徴収することができる。

2 料金の徴収方法及び納期限は、管理者が別に定める。

(口座振替等の方法により納付する場合の料金の特例)

第31条 管理者は、水道の利用者（上水道の利用者に限る。以下この条において同じ。）が、口座振替又は自動払込みの方法により料金を納付するときは、その者の料金から1箇月分当たり50円（当該料金の額が50円を超えないときは、当該料金の額）を控除した額をその者の料金の額とすることができる。ただし、水道の利用者の責めに帰すべき理由により、管理者が指定した初回の口座振替日又は自動払込日に料金が納付されなかったときは、この限りでない。

(手数料)

第32条 手数料は、別表第2に定める額を申込者が申込みの際納付しなければならない。

ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者がその必要がないと認めたときは、申込み後、手数料を納付することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。

(料金等の減免)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料又は工事費その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を検査し、水道利用者等に対し適当な措置を講じるよう指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停

止することができる。ただし、施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の中止)

第36条 管理者は、30日以上給水装置を使用していないと認めたときは、水道使用者等の届出がなくても給水を中止することができる。

(給水装置の切離し)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、水道の管理上必要と認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 所有者が長期間所在が不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

2 前項の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の利用者がこの条例により納付すべき料金、手数料、工事費又は修繕費を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が正当な理由がなくて、メーターの点検又は給水装置の検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(過料)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条第1項の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2) 正当な理由がなくて、第25条第1項若しくは第3項のメーターの点検、第34条の検査又は前条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第24条第1項の料金又は第32条第1項の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等の徴収を免れた者に対する過料)

第40条 詐欺その他不正の行為により、第24条第1項の料金又は第32条第1項の手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第6章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(編入に伴う経過措置)

3 北条市及び中島町の編入の日前に、編入前の北条市給水条例（平成10年北条市条例第6号）又は中島町簡易水道事業給水条例（昭和34年中島町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 北条市の編入の日前に、編入前の北条市給水条例第10条第2項の規定により申込みのあった審査又は検査に係る手数料については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 北条市及び中島町の編入の日前に、旧北条市の区域内及び旧中島町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成13年条例第18号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の松山市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成13年5月分として徴収する料金から適用し、同年4月分として徴収する料金までについては、なお従前の例による。

(松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

3 松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第53号）の一

部を次のように改正する。

[次のよう略]

(松山市工業用水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

- 4 松山市工業用水道事業の設置及び経営の基本に関する条例(昭和41年条例第54号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(松山市工業用水道給水条例の一部改正)

- 5 松山市工業用水道給水条例(昭和39年条例第77号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則 (平成14年条例第17号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年条例第35号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年条例第84号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則 (平成18年条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第2条の規定による改正後の松山市水道事業給水条例の規定中、中野簡易水道に係る給水装置の新設等の申込みその他必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

(松山市簡易水道条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 松山市簡易水道条例の一部を改正する条例(平成17年条例第68号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則 (平成20年条例第20号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(料金の適用に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の松山市水道事業給水条例（以下「改正後の給水条例」という。）別表第1上水道の部、同表簡易水道の部萩原横谷院内立岩米之野客の項、九川の項及び東中島神浦西中島中島粟井怒和津和地二神睦月野忽那の項の規定は、平成20年5月分として徴収する料金から適用し、同月前の月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

(口座振替等の方法により納付する場合の料金の特例に関する経過措置)

3 改正後の給水条例第30条の2の規定は、平成20年4月分として徴収する料金から適用する。

(編入前の北条市の区域における一般用上水道の料金の特例)

4 編入前の北条市の区域において平成20年5月から平成21年4月までの月分として徴収する一般用上水道の料金は、次の表に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。

メーターの口径	基本料金 (月額)	従量料金(月額)				
		用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき
13ミリメートル	750円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	35円
20ミリメートル	900円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	155円

25ミリメートル	1,100円		第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	165円
30ミリメートル	1,400円		第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	185円
40ミリメートル	1,800円		第5段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	190円
50ミリメートル	2,500円		第6段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	195円
75ミリメートル	4,000円		第7段	500立方メートルを超える分	200円
100ミリメートル	6,000円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	155円
150ミリメートル	11,000円		第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	165円
150ミリメートル			第3段	30立方メートルを超	185円

を超えるものは、 管理者が別に定め る。	段	え50立方メートルま での分	
	第4 段	50立方メートルを超 え100立方メートルま での分	190円
	第5 段	100立方メートルを超 え500立方メートルま での分	195円
	第6 段	500立方メートルを超 える分	200円

5 編入前の北条市の区域において平成21年5月から平成22年4月までの月分として徴収する一般用上水道の料金は、次の表に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。

メータ ーの口 径	基本 料金 (月 額)	従量料金 (月額)				
		用 途	口径	段階	使用水量	1立方メ ートルに つき
13ミリ メー トル	750 円	一 般 用	13・20 ミ リ メ ー トル	第1 段	1立方メートルから10 立方メートルまでの 分	35円
20ミリ メー トル	900 円			第2 段	10立方メートルを超 え20立方メートルま	155円

ル				での分	
25ミリメートル	1,400円			第3段 20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	195円
30ミリメートル	2,100円			第4段 30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220円
40ミリメートル	3,100円			第5段 50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	225円
50ミリメートル	5,250円			第6段 100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	230円
75ミリメートル	10,000円			第7段 500立方メートルを超える分	235円
100ミリメートル	16,000円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	165円
150ミリメートル	31,500円		第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	195円

150ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。	第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220円
	第4段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	225円
	第5段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	230円
	第6段	500立方メートルを超える分	235円

付 則（平成23年条例第16号）

改正 平成25年12月27日条例第38号

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（料金の適用に関する経過措置）

2 第2条の規定による改正後の松山市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成23年5月分として徴収する料金から適用し、同月前の月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

（口座振替等の方法により納付する場合の料金の特例に関する経過措置）

3 第1条の規定による改正前の松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（付則第5項において「改正前の設置条例」という。）別表に規定する中野簡易水道，荏原川東地区簡易水道，荏原川西地区簡易水道，関屋出口地区簡易水道，窪野地区簡易水道及び久谷中組地区簡易水道の給水区域であった区域に係る松山市水道事業給水条例第31条の規定は、平成23年4月分として徴収する料金から適用する。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(荏原川東地区簡易水道等の区域における一般用上水道の料金の特例)

5 改正前の設置条例別表に規定する荏原川東地区簡易水道，荏原川西地区簡易水道，関屋出口地区簡易水道，窪野地区簡易水道及び久谷中組地区簡易水道の給水区域であった区域（以下「荏原川東地区簡易水道等の区域」という。）において平成23年5月から平成26年5月までの月分として徴収する一般用上水道の料金は、次の表に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。

メーターの口径	基本料金（月額）	従量料金（月額）				
		用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき
13ミリメートル	680円	一般用	13・20ミリメートル	第1段階	1立方メートルから10立方メートルまでの分	15円
20ミリメートル	740円			第2段階	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	100円
25ミリメートル	1,040円			第3段階	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	105円
30ミリメートル	1,470円			第4段階	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	110円

ル	円				
40ミリメートル	2,090円		第5段	50立方メートルを超える分	115円
50ミリメートル	3,520円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	100円
75ミリメートル	6,670円		第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	105円
75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	110円
			第4段	50立方メートルを超える分	115円

6 荏原川東地区簡易水道等の区域において平成26年6月から平成27年4月までの月分として徴収する一般用上水道の料金は、次の表に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額とする。

メーターの口径	基本料金（月額）	従量料金（月額）				
		用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき

13・ 20ミ リメ ート ル	720円	一般 用	13・20 ミリメ ートル	第1 段	1立方メートルか ら10立方メートル までの分	21円
25ミ リメ ート ル	1,296円			第2 段	10立方メートルを 超え20立方メート ルまでの分	118円
30ミ リメ ート ル	1,965円			第3 段	20立方メートルを 超え30立方メート ルまでの分	149円
40ミ リメ ート ル	2,942円			第4 段	30立方メートルを 超え50立方メート ルまでの分	154円
50ミ リメ ート ル	5,153円			第5 段	50立方メートルを 超え100立方メー トルまでの分	159円
75ミ リメ ート ル	10,059 円			第6 段	100立方メートル を超え500立方メ ートルまでの分	165円

ル					
75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			第7段	500立方メートルを超える分	170円
	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	129円	
		第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	149円	
		第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	154円	
		第4段	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	159円	
		第5段	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	165円	
		第6段	500立方メートルを超える分	170円	

7 荏原川東地区簡易水道等の区域において平成27年5月から平成28年4月までの月分として徴収する一般用上水道の料金は、次の表に掲げる区分により算定した基本料金

及び従量料金の合計額とする。

メーターの口径	基本料金（月額）	従量料金（月額）				
		用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき
13・20ミリメートル	741円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	31円
25ミリメートル	1,522円			第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	139円
30ミリメートル	2,417円			第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	190円
40ミリメートル	3,734円			第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	206円
50ミリメートル	6,686円			第5段	50立方メートルを	211円

リメ ート ル	円		段	超え100立方メー トルまでの分	
75ミ リメ ート ル	13,258 円		第6 段	100立方メートル を超え500立方メ ートルまでの分	216円
75ミリメートル を超えるものは、 管理者が別に定 める。			第7 段	500立方メートル を超える分	221円
		25ミリ メー トル 以上	第1 段	1立方メートルか ら20立方メートル までの分	154円
			第2 段	20立方メートルを 超え30立方メー トルまでの分	190円
			第3 段	30立方メートルを 超え50立方メー トルまでの分	206円
			第4 段	50立方メートルを 超え100立方メー トルまでの分	211円
			第5	100立方メートル	216円

			段	を 超え500立方メ ートルまでの分	
			第6 段	500立方メー ートルを 超える分	221円

付 則（平成24年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（松山市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による改正後の松山市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成24年4月分として徴収する料金から適用し、同月前の月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

付 則（平成25年条例第38号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（水道料金の適用等に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の松山市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成26年4月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る水道料金のうち、平成26年4月分及び5月分として徴収する水道料金については、第1条の規定による改正前の松山市水道事業給水条例（以下「改正前の給水条例」という。）別表第1の規定を適用する。
- 4 施行日前に改正前の給水条例第31条第1項の規定により既に納付している加入金及び改正前の給水条例第4条第1項の規定により申し込んだ給水装置の新設又はメーターの口径の増径に係る工事で施行日において完成していないものに係る加入金の取扱いについては、改正前の給水条例第31条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 5 施行日前に改正前の給水条例第41条の規定によりした督促及び督促手数料について

は、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

7 この条例(第2条を除く。)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成27年条例第27号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成31年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(水道料金の適用に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の松山市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成31年10月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る水道料金のうち、平成31年10月分及び11月分として徴収する水道料金については、第1条の規定による改正前の松山市水道事業給水条例別表第1の規定を適用する。

付 則(令和元年条例第27号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

付 則(令和2年12月23日条例第45号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

4 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が公営企業管理者となるものは、施行日以後におけるこの条例による改正後のそれぞれの条例の適用については、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により公営企業管理者がした処分その他の行為又は公営企業管理者に対し

てされた申請その他の行為とみなす。

- 5 施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により市長に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、これを、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により公営企業管理者に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定を適用する。

付 則（令和5年3月27日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（第3項において「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和5年4月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている使用者の施行日以後の最初の定例日からその直前の定例日までの期間に係る水道料金のうち、令和5年4月分及び5月分として徴収する水道料金については、この条例による改正前の別表第1の規定を適用する。

別表第1（第24条関係）

区分	メーターの口径	基本料金 （月額）	従量料金（月額）				
			用途	口径	段階	使用水量	1立方メートルにつき
上水道	13・20ミリメートル	990円	一般用	13・20ミリメートル	第1段階	1立方メートルから10立方メートルまでの分	56円

25ミ リメ ート ル	2,530円	ル	第2 段	10立方メー トルを超え 20立方メー トルまでの 分	162円
30ミ リメ ート ル	3,740円		第3 段	20立方メー トルを超え 30立方メー トルまでの 分	241円
40ミ リメ ート ル	6,600円		第4 段	30立方メー トルを超え 50立方メー トルまでの 分	267円
50ミ リメ ート ル	10,780 円		第5 段	50立方メー トルを超え 100立方メ ートルまで の分	283円
75ミ リメ ート ル	25,080 円		第6 段	100立方メ ートルを超 え500立方 メートルま での分	288円

100ミリメートル	45,430円		第7段	500立方メートルを超える分	291円	
150ミリメートル	101,310円		25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	195円
150ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。		第2段		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	241円	
		第3段		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	267円	
		第4段		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	283円	
		第5段		100立方メ	288円	

						段	一トルを超え500立方メートルまでの分	
						第6段	500立方メートルを超える分	291円
				公衆浴場用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	56円
						第2段	10立方メートルを超える分	95円
					25ミリメートル以上		1立方メートルから	95円
簡易水道	萩原横谷院内立岩	13・20ミリメートル	785円	一般用	13・20ミリメートル	第1段	1立方メートルから10立方メートルまでの分	37円

米之野客	25ミリメートル	1,362円	ル	第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	147円
	30ミリメートル	1,885円		第3段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	152円
	40ミリメートル	2,724円		第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	157円
	50ミリメートル	4,610円		第5段	50立方メートルを超える分	162円
	50ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分
				第2段	20立方メー	152円

					段	トルを超え 30立方メー トルまでの 分	
					第3 段	30立方メー トルを超え 50立方メー トルまでの 分	157円
					第4 段	50立方メー トルを超え る分	162円
中島 地区	13・20 ミリ メー トル	1,728円	一般 用	13・ 20ミ リメ ート ル	第1 段	1立方メー トルから10 立方メート ルまでの分	75円
	25ミ リメ ート ル	2,828円			第2 段	10立方メー トルを超え 20立方メー トルまでの 分	320円
	30ミ リメ ート	3,981円			第3 段	20立方メー トルを超え 30立方メー	419円

	ル				トルまでの分	
	40ミリメートル	5,657円		第4段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円
	50ミリメートル	9,428円		第5段	50立方メートルを超える分	430円
	75ミリメートル	18,857円	25ミリメートル以上	第1段	1立方メートルから20立方メートルまでの分	320円
	75ミリメートルを超えるものは、管理者が別に定める。			第2段	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	419円
				第3段	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	425円

					分	
				第4 段	50立方メー トルを超え る分	430円

別表第2（第32条関係）

種類	種別	金額
設計審査手数料	給水管の最大口径が20ミリメートル以下のもの 1 件につき	1,700円
	給水管の最大口径が25ミリメートル以上50ミリメー トル以下のもの 1件につき	4,000円
	給水管の最大口径が75ミリメートル以上のもの 1 件につき	8,000円
完成検査手数料	給水管の最大口径が20ミリメートル以下のもの 1 件につき	2,600円
	給水管の最大口径が25ミリメートル以上50ミリメー トル以下のもの 1件につき	6,000円
	給水管の最大口径が75ミリメートル以上のもの 1 件につき	10,000 円
指定手数料	指定給水装置工事事業者 1件につき	10,000 円

指定の更新手数料	指定給水装置工事事業者 1件につき	10,000 円
登録手数料	1級配管工（継続登録） 1件につき	3,500円
再交付手数料	指定給水装置工事事業者証 1件につき	3,500円
	技能資格者証 1件につき	2,000円
証明手数料	1件につき	350円
立会手数料	私設消火栓 1回につき（私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するとき。）	2,000円